

公開版

(仮称) 中里風力発電所の設置に係わる
環境影響評価

方 法 書

平成 26 年 10 月

くにうみウインド 1 号合同会社

目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第 2 章 対象事業の目的及び内容	1
2.1 対象事業の目的	1
2.2 対象事業の内容	2
2.2.1 特定対象事業の名称	2
2.2.2 特定対象事業により設置されることとなる発電所の原動力の種類	2
2.2.3 特定対象事業により設置されることとなる発電所の出力	2
2.2.4 対象事業実施区域	2
2.2.5 特定対象事業により設置されることとなる発電所の設備の配置計画の概要	2
2.2.6 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの	7
第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	29
3.1 自然的状況	29
3.1.1 大気環境の状況	29
3.1.2 水環境の状況	38
3.1.3 土壌及び地盤の状況	49
3.1.4 地形及び地質の状況	52
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	57
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	99
3.2 社会的状況	104
3.2.1 人口及び産業の状況	104
3.2.2 土地利用の状況	108
3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	110
3.2.4 交通の状況	113
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	116
3.2.6 下水道の整備状況	122
3.2.7 廃棄物の状況	122
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	124
3.2.9 関係法令による規制状況のまとめ	158
第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	160
4.1 計画段階配慮書事項の選定	160
4.1.1 重大な影響を受けるおそれのある環境要素	160
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由及び非選定理由	162
4.1.3 調査、予測及び評価の手法	164

4.2	計画段階配慮書事項に係る調査、予測及び評価の結果	165
4.2.1	騒音及び超低周波音	165
4.2.2	動物	168
4.2.3	植物	179
4.2.4	生態系	183
4.2.5	景観	187
4.2.6	人と自然との触れ合いの活動の場	193
第5章	配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	196
5.1	配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	196
5.1.1	配慮書に対する経済産業大臣の意見	196
5.1.2	経済産業大臣の意見に対する事業者の見解	197
第6章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	198
6.1	環境影響評価項目の選定	198
6.1.1	環境影響評価の項目	198
6.1.2	選定の理由及び非選定の理由	203
6.1.3	配慮書に対する意見を踏まえて追加する項目	205
6.2	調査、予測及び評価の手法の選定及び理由	206
6.2.1	調査、予測及び評価の手法	206
6.2.2	選定の理由	206
6.3	専門家等へのヒアリング	247
第7章	配慮書に対する行政機関の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解	249
7.1	配慮書に対する行政機関の意見及び事業者の見解	249
7.1.1	配慮書に対する青森県知事の意見	249
7.1.2	青森県知事の意見に対する事業者の見解	251
7.1.3	関係市町村長の意見に対する事業者の見解	252
7.2	配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解	254
7.2.1	配慮書の公告及び縦覧等	254
7.2.2	一般の意見の概要及び事業者の見解	255
第8章	環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	256
8.1	配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果	256
8.1.1	配慮書における対象事業の内容	256
8.1.2	計画段階配慮事項の検討結果	264
8.2	方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯	265
8.2.1	配慮書における検討結果	265
8.2.2	配慮書提出後の事業計画の検討の経緯	265
第9章	環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	268

本環境影響評価方法書は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項及び「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 4 の規定に基づいて作成したものである。

本書に記載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分の 1 地勢図及び 5 万分の 1 地形図を複製したものである。

(承認番号 平 25 情複、第 476 号)

※本書で使用した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。